

# 防府市人材確保強化支援業務仕様書

## 1 業務名

防府市人材確保強化支援業務

## 2 目的

防府市内の中小企業の人材不足に関する現状を踏まえた的確なコンサルティングを行い、個々の企業の経営者や人事担当者との関わりを通じて、組織変革や人材育成、魅力ある職場づくりを支援することで、人材確保の促進を目的とする。

## 3 対象区域

防府市内

## 4 委託期間

契約翌日から令和6年3月29日までとする。

## 5 業務内容

### (1) 市内中小企業に対する人材確保に係るコンサルティング

市内中小企業のうち、希望する5社程度に対し、1社あたり2回以上の面談を実施し、課題の抽出、改善内容の提案などを行うこと。面談は、1回あたり1～2時間程度とし、対面もしくはオンラインで行うこと。具体的には、人材要件の整理や、採用活動や人材定着に関するノウハウ、外部人材の活用提案など、企業の現状を踏まえた支援を実施すること。

### (2) 市内中小企業に対する事業周知及び理解促進、参加意欲喚起のための取組

セミナーやチラシ、ホームページやSNS等による周知により、市内企業に対し、本事業の周知や理解促進を図るとともに、参加意欲の喚起に繋げること。15社程度を目途に、具体の概要説明や活用提案を行う機会を持つこと。セミナー等の開催、チラシの作成配布など、具体的な手法については、提案に基づき、本市と受託者（以下「乙」という。）が協議の上、決定する。

### (3) その他

#### ア 市への業務報告・連絡調整

乙は、事業終了後、市に業務実績について報告すること。また、必要に応じて随時、市との連絡調整を行うこと。

## イ 事業実施会場の確保

事業の実施にあたり必要な会場の確保は、乙が行うこと。ただし、市が手続きを行うことにより、減免等が可能となる施設については、市が対応する。

## 6 支払

委託料の支払は、業務完了時に一括払いとする。

## 7 個人情報の保護

- (1) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 乙及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

## 8 留意事項

- (1) 乙は、本業務に関わる者の人事管理について、一切の責任を負う。
- (2) 乙は、本業務に関わる常勤者とは雇用契約を締結し、安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底すること。本事業に関わる者を、常勤者に限定するものではないが、雇用形態に関わらず、適切に管理すること。
- (3) 本業務にかかる経費は、原則、乙の負担とする。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合はその都度市と乙とが協議して決定する。
- (5) 乙は、目的達成のために必要な提案を行うとともに、本仕様書に示すもののほか、本業務について有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。

## 9 再委託の禁止

- (1) この業務における主たる部分は、次のとおりとし、乙はこの主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  
ア 市内中小企業に対する人材確保に係るコンサルティング
- (2) 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務再委託承認願により市の承認を得なければならない。
- (3) 市は、前項の届出について、その再委託が不相当と認めるときは、乙に対しその再委託を承認しないものとする。